

・東京
東京都告示第八百八十七号
（昭和二十五年
東京都条例第八十九
号）
第三条の二及び第七
条第二号の規定に基
づく、壁、柱、
床その他の建築物の
部分及び外壁開口部
設置に付き、
が定める構造方法に
定めるところによる
ものとする。
第九十四号
第四第一号イに定め
るところによるもの
とする。
昭和二十五年
十二月二十五日
東京都知事
小池百合子